

第 25 号

平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成24年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 24 年 9 月 18 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	17,850,000 ^円	2,677,500 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		交通安全対策事業	1,530,000	153,000	10%	
		小 計	19,380,000	2,830,500	—	
	鳴門市	道路局部改良事業	10,200,000	1,530,000	15%	
	小松島市	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15%	
	阿南市	道路局部改良事業	11,900,000	1,785,000	15%	
	吉野川市	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15%	
	阿波市	道路局部改良事業	14,450,000	2,167,500	15%	
	美馬市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	22,100,000 850,000	3,315,000 85,000	15% 10%	

		小計	22,950,000	3,400,000	—
三好市	道路局部改良事業	31,450,000	4,717,500	15	
	交通安全対策事業	850,000	85,000	10	
	小計	32,300,000	4,802,500	—	
上勝町	道路局部改良事業	7,650,000	1,147,500	15	
佐那河内村	道路局部改良事業	5,100,000	765,000	15	
石井町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15	
	交通安全対策事業	255,000	25,500	10	
	小計	1,955,000	280,500	—	
神山町	道路局部改良事業	11,900,000	1,785,000	15	
那賀町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
美波町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
藍住町	道路局部改良事業	9,350,000	1,402,500	15	
板野町	道路局部改良事業	6,800,000	1,020,000	15	
	交通安全対策事業	510,000	51,000	10	
	小計	7,310,000	1,071,000	—	
上板町	道路局部改良事業	1,700,000	255,000	15	
	交通安全対策事業	255,000	25,500	10	
	小計	1,955,000	280,500	—	

	つるぎ町	道路局部改良事業	4,250,000	637,500	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	15,300,000	2,295,000	15	

提案理由

平成24年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。